

もったいない！未来のために
母の視点で **よ** **り** **も** で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員 西村久子 県政報告

第25号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

Eメール hisako@country-farm.net



今日よりも明日

約700万年前、チンパンジーとの共通祖先から分かれた人類は、森から草原へと生活の拠点を移した。そこは、肉食獣という手強い外敵がいる厳しい環境の地でもあった。命の危険にさらされた人類は、単独で立ち向かうことかなわず、子供をたくさん産み、その命を守るために家族が力を合わせ、また、隣の家族もその隣も、そして大きな広まりのある地域を囲って防備し、外敵に対応する能力を身につけて進化したといえます。人類とよく似たゴリラも、我子が危険にさらされた時、父ゴリラは外敵に対し子供の前に立ちはだかるそうです。しかし、離れたところにいる他のゴリラの危険にまでは知らん顔、助けの手はだしません。

人間の条件とは、まさしくこの違いにあるのではないのでしょうか。大きな地震が起こったり、災害があった時、また、戦争に至っても、地域や国を守るため自らの生命の危険をも顧みず尽くす姿、利己主義でない利他主義こそがそのものであるように思います。人が人たる条件を捨てた時、人間社会に何が起こるか、弱いものを餌食に自分の望みを叶える、弱肉強食の世界、今日起こるわが子虐待、年金を受け続けるために亡くなった親を放置する信じがたい世相、反省しなければならないと思います。大切なのは、ともに助け合って生きていく地域の絆、絆を保ち続ける大切さ、もう一度確認しましょう。



9月定例議会

尖閣諸島沖における 中国漁船衝突事件に関する意見書…可決

9月7日発生した尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の対処においては、「中国の圧力に屈した」との印象を国民のみならず諸外国にも与え、現政権与党の国家主権に対する認識に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾であることから、毅然とした外交姿勢の確立を求め、民主党県民ネットワークを除く全議員で意見書提出を可決しました。

1. 「尖閣諸島は日本の固有の領土である」との態度およびその根拠を、中国および諸外国に明確に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
2. 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表を含め、事実関係の解明に努めること。
3. 政府は、検察当局の判断の根拠も含め、国会の場で国民に対して説明責任を果たすこと。
4. 政府は、中国との関係をこれ以上緊張させること無く、平和的、外交的に解決できるよう努めること。

一般質問（抜粋）

日本人の舌に、ご飯を戻そう

「日本人が米を食べなくなった」今の一人当たり米消費が年間60kgをきりました。ピーク時の昭和37年の頃から見れば約半分です。

米に変わる主食はパン、学校給食で完全に飼いならされ、教育という名の下で、菩薩と尊んだ米に手を合わせ、八十八の手塩に掛けた米への感謝の念もきれいさっぱり忘れさせてしまった。米そのものだけでなく日本人の心の部分の大切なものまで失ったように思います。

反面、皮肉な事に欧米では、「長寿国日本は優れた日本食にある・・・」と研究されています。

さて、教育長にお尋ねします。

学校給食には「学校給食法」があり、第一条目的に「この法律は学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることを鑑み・・・」つまり、子どもの心と体の健全な発達に寄与しなければならぬとされています。

今、子どもの健康問題はどうでしょう。小児生活習慣病という言葉に代表されるように、特に肥満児の増加は深刻、文科省によると約8%の児童が肥満傾向、最大の原因は、食の欧米化、高脂質の食生活であることは想像つきます。米飯中心の食生活が崩れるとなぜ高脂質になるのか、パン自体水分が少なくどうしても油脂の多いものが欲しくなることは、皆さんの経験からも理解いただけるものと思います。

健康管理ではメタボ対策として既に再評価されている米飯食は、生きた教材である学校給食、その目的にかなっていると考えます。健康のためにも、米の恒常的な消費を保つためにも、**学校給食の完全米飯化を提案するものです。**

パンに慣らされた舌は、なかなかご飯に戻ってはきません。しかし、あらゆる面で理にかなったご飯を主食とした日本食を、



裏面につづく

年月かけて舌に覚えこませることが究極の米消費拡大に繋がると信じています。

今は戦後の栄養失調時代ではありません。飽食の国民食生活の改善のためにも学校給食の積極的な検討を教育長にお尋ねいたします。

答 学校給食の完全米飯化についてですが、県教育委員会としては、学校給食を生きた教材として捉え、学校での学習のみならず、家庭や地域を巻き込みながら、食事のマナーや食物を大事にし、生産者や調理いただく方への感謝の心をもつこと、さらに、国内外の食事をとおして各地域の伝統や食文化を学ぶ機会とする中で、食育の推進を図るよう指導しているところです。

こうした中で、米飯給食につきましては、文部科学省からの平成21年3月31日付け「学校における米飯給食の推進について」の通知により、さらなる実施回数の増加を図ることとされており、県内の米飯給食の状況を見ますと、平成19年度には1週間当たり3.07回であったものが、平成21年度には3.35回、今年度は3.4回と年々増加傾向にあります。

米飯給食の実施回数につきましては、学校給食の実施主体である市町が給食施設の状況等も勘案して、判断されるべきものと考えておりますが、米を主体とした食習慣の形成や、地産地消の取組による食育の推進といった観点も踏まえて、その推進が図られるよう働きかけていきたいと考えております。

知事にお尋ねします。米価低落と米あまりの現状、ご理解いただいていることと思います。過去に議会質問において、学校給食のご飯を教室で炊いて、ほかほかの香とともに・・・と提案したことがございました。共鳴いただいたことを嬉しく思い出しております。

以来、完全米飯給食を実施されている栗東市さんのような例も見られ、一部では進んでまいりました。が、健康的にも評価される日本の伝統食、地産地消、そして添加物やポストハーベストの心配もないご飯給食を、滋賀全域に普及していただきたいのです。

多くの自治体や教育委員会は、「米飯給食にすると給食費が値上がりして、父母の理解を得ることが難しい・・・」と難色を示してこられました。食育、米の消費拡大、地産地消にそれぞれ予算を使いながら、それぞれに効果の明らかな、具体的事業として学校給食へのご飯活用に躊躇されるのは腑に落ちません。

米を食べない日本人を育て続けることは、日本の食文化や精神文化も失う危険性がありますし、日本農業の継承者は今にいません。異常が顕著になってきた地球温暖化にも、あつてはならないことではありますが、水田の衰退は拍車がかかります。

米が主でなければ生きていけない滋賀の農業、滋賀の子育て食育の特徴としても、全国に先駆け、是非日本人の舌をご飯に戻し、外国も評価する日本型食生活に戻していくためにも、米の消費を拡大するようお願い、知事の見解を求めます。

答 米消費は昭和40年頃には一人当たり年間120kg消費されておりましたけれども、その後の食生活の変遷などにより、平成21年度では半分以下に減って、一人当たり58.5kgとなっております。今後についても、このまま推移すれば、さらに減少することが見込まれます。

本県においては、豊かな自然環境に囲まれ、米を中心に地元でとれた四季折々の新鮮な農作物や琵琶湖産の湖魚、さらに長い歴史の中で培われてきた近江牛など、誇れる食材を生かした「近江の食文化」が育まれてきました。

しかしながら、生活様式の変化は、日本の食文化の変化につながり、さらには食の安全や子供たちの食育まで影響するなど、大きな課題として認識しております。

この7月のマニフェストにも、米の拡大のために給食において利用拡大あるいは、米粉の食文化への利用ということも提案をさせていただきました。未来の食文化を考えたときに、まさに今を生きる子供達の食生活を見直す必要があります。

30年ほど前に私、アメリカに留学をしたときに、当時のアメリカの農商務省の研究成果を見たことがあります。

昭和20年代から30年代、すでにアメリカでは12歳までに食べたものが、将来の食生活を決定するという、いわば戦略のもとに日本の給食にパンを導入したと、食料援助という名のもとにパンを導入したということがございます。

アメリカは、しっかりと戦略化していたということを考えますと、いまこそ私たちは子どもたちのために、また、未来を生きるこの滋賀のためにも、学校給食の果たす役割、大変大きいものと考えております。

米飯給食について教育委員会とも連携しながら、是非とも前向きに、その拡大に取り組んでいきたいと考えております。

また県民の皆さん全体に対しても、近江米をはじめとします県産農水産物を広く知っていただき、地域の豊かさ、食文化を実感できる「おいしが・うれしが」キャンペーンによりまして、一層展開をしていきたいと考えております。

そして、市町・各農業関係団体の皆様とも連携し、米のさらなる消費拡大にもつなげて参りたいと考えております。

主食を米から小麦に変えたいアメリカのパン政策によって、健康に良いとされる日本型食生活が手軽さに負け、日本の家庭からも失われつつあります今日、舌にご飯の味を戻す事には、戦後の歴史以上に長い年月がかかることと思いますが、ひるまずに勇気をもって取り組んでいただくことをお願いいたします。



西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)
定例政調会 第1金曜日 午後7時～10時

ご意見を
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

真政会・西村久子ホームページ(ブログ)

真政会
<http://koseikai-shiga.net/>
真政会・西村久子 活動日記
<http://nishimura-blog.koseikai-shiga.net/>

